

○防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程

(平成 13 年 4 月 1 日 13 規程第 16 号)

改正 平成 14 年 4 月 1 日 14 規程第 1 号 平成 14 年 4 月 1 日 14 規程第 5 号
平成 17 年 3 月 22 日 17 規程第 3 号 平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 14 号
平成 20 年 12 月 26 日 20 規程第 9 号 平成 22 年 3 月 12 日 22 規程第 1 号
平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 6 号 平成 23 年 11 月 24 日 23 規程第 42 号
平成 25 年 9 月 26 日 25 規程第 22 号 平成 28 年 2 月 25 日 28 規程第 10 号
平成 28 年 6 月 20 日 28 規程第 97 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 勤務時間(第 5 条—第 9 条)
- 第 3 章 休日等(第 10 条—第 13 条)
- 第 4 章 時間外勤務(第 14 条・第 15 条)
- 第 5 章 休暇(第 16 条—第 21 条)
- 第 6 章 職務専念義務免除期間(第 22 条—第 28 条)
- 第 7 章 欠勤等(第 29 条)
- 第 8 章 雑則(第 30 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、防災科学技術研究所就業規則(18 規則第 1 号。以下「就業規則」という。)第 21 条の規定に基づき、防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)に勤務する職員(就業規則第 1 条に定める職員をいう。以下同じ。)の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項(以下「勤務時間、休暇等」という。)について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 職員の勤務時間、休日等については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによるものとする。

(権限の委任)

第 3 条 職員の勤務時間の割り振り、勤務時間外勤務、休日勤務及び休暇に関する理事長の命令及び承認については、勤務時間、休憩、休日及び休暇等細則(以下「勤務時間等細則」という。)の定めるところにより権限を委任する。

(出勤簿)

第4条 定時までに出勤した職員は、直ちに出勤簿に押印を行うものとする。ただし、やむを得ない場合には署名にかえることができる。この場合、後日すみやかに押印に訂正するものとする。

第2章 勤務時間

(勤務時間)

第5条 職員の所定の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、第10条第3号及び第4号に定める日を除く。

(始業及び終業時刻)

第6条 職員の所定勤務時間の始業及び終業時刻については、休憩時間を除き、第1号に定める時刻とする。ただし、業務上の都合により第2号に定める時刻とすることがある。

(1) 始業時刻 午前9時 終業時刻 午後5時30分

(2) 始業時刻 午前9時30分 終業時刻 午後6時

2 前項の規定にかかわらず、業務上の都合により始業時刻及び終業時刻の変更を命ずることがある。

(休憩時間)

第7条 職員の所定の勤務時間に対する休憩時間は、午後0時15分から午後1時00分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務上の都合により、休憩の開始時刻の変更を命ずることがある。

3 前条第2項の規定により始業、終業時刻を変更したときの休憩時間は、別に定める。

4 1日の勤務時間が8時間を超える場合は、第15条の規定による所定勤務時間外の勤務の途中に15分の休憩時間を設けるものとし、その位置は理事長があらかじめ指定する。

5 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(フレックスタイム制)

第8条 業務遂行の方法を職員の裁量に委ねることが効果的であり、且つ、当該職員の業務の能率の向上に資すると理事長が認める場合については、第6条第1項に規定する始業及び終業時刻にかかわらず、職員の申告により始業及び終業の時刻をその職員の決定に委ねることとする。

2 前項については、フレックスタイム制に関する労使協定の定めるところによる。

(裁量労働制)

第8条の2 防災科学技術研究所職員給与規程(13規程第17号。以下「職員給与規程」という。)第15条第1項第2号の研究職員俸給表の適用を受ける職員及び防災科学技術研究所任期付職員規程(18規程第8号。以下「任期付職員」という。)で、業務の性質上

その遂行の方法を大幅に研究職員及び任期付職員に委ねる必要があるものとして理事長が認め、労基法第 38 条の 3 により定めた時間勤務したとみなして取り扱う。

- 2 休憩時間は、原則として第 7 条第 1 項に準ずるものとする。
- 3 第 7 条第 1 項に定める休憩時間をとることが困難な場合には、勤務時間が概ね 6 時間の場合には 45 分、概ね 8 時間の場合には 1 時間の休憩時間をとるものとする。

(通常の勤務場所外の勤務)

第 9 条 職員が、出張その他研究所外で勤務する場合であつて、勤務時間を算定しがたいときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

第 3 章 休日等

(休日)

第 10 条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)
 - (4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。)
- 2 職員の法定休日(労基法第 35 条第 1 項に規定する休日をいう。)は、前項第 1 号に掲げる休日とする。

(休日の振替)

第 11 条 理事長は、職員に前条に規定する所定の休日に勤務を命じる場合は、当該休日(以下「勤務命令日」という。)をその属する 1 週間(1 週間は、土曜日から金曜日までとする。以下同じ。)の期間内(勤務命令日を含む当該月の期間内に限る。)の所定の勤務日に、事前に振り替えることができる。

- 2 前項にかかわらず、特別な事情があると理事長が認めるときは、勤務命令日を含む当該月の初日から翌月の末日までの期間内の勤務日に、事前に振り替えることができる。
- 3 前各項の規定は、休日に半日勤務を命じる場合に準用する。

(代休)

第 12 条 所定の休日に職員に勤務を命じた場合において、前条による事前の休日の振替が困難であり、かつ、当該職員が代休を希望したときは、当該職員は代休を取得することができる。ただし、代休の取得は、勤務した休日後、当該休日を含む当該月の期間内とする。なお、勤務した当該月の期間内に代休として与えることが困難な場合は、職員の希望または同意に基づき、勤務した翌月に代休を与えることができる。

- 2 前項による代休は、無給とする。

(1 か月の単位の変形労働時間制)

第 13 条 業務上の都合により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については 1 か月以内の一定期間を平均して 1 週間の勤務時間が 38 時間 45 分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に定めることができる。

2 前項の適用については、対象となる職員の範囲、勤務日及び当該勤務日の所定勤務時間等具体的運用の内容に関し勤務割表を作成し、当該変形期間が開始される前にあらかじめ職員に周知するものとする。

第 4 章 時間外勤務

(勤務時間外及び休日勤務)

第 14 条 理事長は、業務の都合により、第 5 条、第 11 条及び第 13 条の規定にかかわらず、所定の勤務時間外又は休日(以下「時間外勤務等」という。)に勤務を命ずることができる。

2 前項については、所定勤務時間外勤務又は週休日並びに休日勤務に関する労使協定の定めるところによる。

(災害時等の特例)

第 15 条 就業規則第 18 条の規定による場合又はその恐れがある場合には、第 5 条の規定にかかわらず、日常業務以外の業務に従事させ、その必要の限度で勤務時間を延長し、又は休日に勤務を命ずることがある。

2 労基法第 33 条第 1 項の規定に該当する場合において、行政官庁に所定の手続きをしたときは、当該規定の定めるところによる。

第 5 章 休暇

(年次休暇)

第 16 条 年次休暇は、一の年(1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 暦年)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるものその年の在職期間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で勤務時間等細則で定める日数

(3) 当該年の前年において国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和 29 年法律第 141 号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、一般職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年法律第 99 号)第 1 条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち勤務時間等細則で定めるものに使用される者(以下この号において「給与特例法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他勤務時間等細則で定める職員給与特例

法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で勤務時間等細則で定める日数

- 2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は一の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数があるときは切り捨てた日数)を当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 年次休暇請求の単位は、1日、半日又は時間とする。

(病気休暇)

第17条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。
- 3 第1項の「疾病」には、予防注射又は予防接種による著しい発熱、生理により勤務が著しく困難な症状等が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。
- 4 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

- 2 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

- ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。結婚の日の5日前から当該結婚の日の後1月を経過するまでの間において、連続する5日の範囲内の期間
 - (6) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
 - (7) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
 - (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内の期間(1日1回の場合は1時間以内の期間)ただし、男性職員にあっては、その請求に係る日において男性職員以外の親がこの号の休暇(これに相当する休暇を含む)を承認され、または、労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分(1日1回の場合は1時間)から当該承認又はその請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間とする。
 - (9) 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき。入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日まで間の2日の範囲内の期間
 - (10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。当該期間内における5日の範囲内の期間
 - (11) 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間等細則に定める連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
 - (12) 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

(13) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間(特に必要があると認められる場合には、1日ごとに分割することができるものとする。)

(14) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき7日の範囲内の期間

(15) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(16) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

3 前項第8号及び9号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第19条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第18条第2項各号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に対し行わなければならない。

3 第18条第2項第7号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の承認)

第20条 理事長は第16条に定める年次休暇を職員の請求する時期に与えなければならない。ただし請求された時期に年次休暇を与えることが業務の運営に支障がある場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

2 理事長は、病気休暇及び特別休暇の請求について、第17条に定める場合又は第18条第2項各号(第2項第6号及び第7号は除く。)に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

3 理事長は、第18条第2項第6号及び第7号に規定する休暇の請求について、当該各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

(休暇の承認の決定等)

第21条 第19条第1項の請求があった場合においては、理事長は速やかに時期を変更するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

- 2 理事長は、病気休暇又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第6章 職務専念義務免除期間

(総合的な健康診査(人間ドック))

第22条 防災科学技術研究所衛生管理規程(以下「衛生管理規程」という。)第18条の規定に基づく総合的な健康診査により勤務しないことを承認することができる時間は、1日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。ただし、理事長が特に認める場合においては、2日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(体育活動等)

第23条 理事長は、衛生管理規程第19条の規定に基づき、勤務時間内において体育活動、レクリエーション、その他活動を実施する場合には、職員が当該行事に参加するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

- 2 前項において、職員1人に対して承認できる時間数は、年度を通して15時間30分以内とする。

(女性職員の健康診査等)

第24条 理事長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)第22条の規定により、女性職員が健康診査及び保健指導を受けるため、当該職員が請求した場合において、次の各号に掲げる場合、1日の所定の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

- (1) 妊娠満23週までは4週間に1回
- (2) 妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、
- (3) 妊娠満36週から出産までは1週間に1回
- (4) 産後1年まではその間に医師等の指示による回数
- (5) 医師等の特別の指示があった場合には、第1号から第3号までのいずれの期間についてもその指示された回数

(妊娠中の女性職員の通勤緩和)

第25条 理事長は、均等法第23条第1項の規定により、妊娠中の女性職員が前条第1項に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、当該職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

(妊産婦である女性職員の業務軽減等)

第26条 理事長は、均等法第23条第1項の規定により、妊産婦である女性職員が第24条に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにする

ため、当該職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易業務に就かせなければならない。

- 2 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休憩し、又は捕食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

(兼業の許可を受けた場合等)

第 27 条 職員は、就業規則第 15 条第 1 項ただし書きに規定する兼業の許可を受けたとき又は届け出た場合は、その許可等の範囲内で、その割り振られた所定の勤務時間の一部をさくことができる。

- 2 前項により職員が許可を受けて職務に従事しなかった期間は、別途理事長が定める場合を除き職員給与規程第 11 条の規定により、給与を減額する。

(研究集会への参加)

第 28 条 理事長は、研究職員が科学技術に関する研究集会への参加を申し出たときは、その参加が研究所と研究所以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、当該研究職員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究職員の研究業務運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

第 7 章 欠勤等

(欠勤、遅刻、早退)

第 29 条 職員が、欠勤、遅刻及び早退により、理事長の承認を得ず所定の勤務時間を勤務しない場合は、その勤務しない時間につき、職員給与規程第 11 条の規定により、給与を減額する。

第 8 章 雑則

(別段の取扱い)

第 30 条 この規程の実施に関し必要な事項は、勤務時間等細則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 防災科学技術研究所法(平成 11 年法律第 174 号)附則第 3 条に規定する引継職員(役員を除く。)の年次休暇については、この規程の施行日において現に有する年次休暇の日数を第 18 条の規定に基づいて付与されたものとみなす。

附 則(平成 14 年 4 月 1 日 14 規程第 1 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 1 日 14 規程第 5 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日 17 規程第 3 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 14 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 24 号)附則第 2 条第 2 項に規定する引継職員の年次休暇については、この規程の施行期日前日において現に有する年次休暇の残日数を当該一の年における年次休暇の日数とする。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日 20 規程第 9 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日 22 規程第 1 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 6 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日 23 規程第 42 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 26 日 25 規程第 22 号)

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 25 日 28 規程第 10 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 20 日 28 規程第 97 号)

この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。